

各 位

2019年 5月 14日

会 社 名:株式会社ゼンショーホールディングス

代表者名:代表取締役会長兼社長兼СЕО 小川 賢太郎

(コード番号 7550 東証第1部)

問合せ先:取締役 グループ総務本部長 江藤 尚美

(TEL: 03-6833-1600)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月21日開催予定の第37回定時株主総会に下記の通り、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るとともに 意思決定と業務執行の更なる迅速化を実現するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会 社に移行いたします。つきましては、当社定款について監査等委員及び監査等委員会に関する規 定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(1)(1)(1)(2)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)
現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第3条 (条文省略)	第1条〜第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当会社は、株主総会および取締 役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当会社は、株主総会および取締 役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>(3)</u> 会計監査人

第5条~第18条 (条文省略)

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内 とする。

(新 設)

(選任方法)

- 第20条 当会社の取締役は、株主総会に おいて選任する。
 - 2. (条文省略)
 - (条文省略) 3.

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以 内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。
 - 2. 補欠または増員として選任さ れた取締役の任期は、在任取締 役の任期の満了する時までとす る。

(新 設)

(新 設)

第 22 条~第 23 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の | 第24条 取締役会の招集通知は、会日の 3日前までに各取締役および各 監査役に対して発する。ただし、

第5条~第18条 (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第19条 当会社の取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)は、15名 以内とする。
 - 2. 当会社の監査等委員である取締 役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 当会社の取締役は、株主総会に おいて、監査等委員である取締 役とそれ以外の取締役とを区別 して選任する。
 - 2. (現行どおり)
 - (現行どおり) 3.

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)の任期は、選任後1 年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。

(削)除)

- 2. 監査等委員である取締役の任期 は、選任後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時ま でとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等 委員である取締役の補欠として 選任された監査等委員である取 締役の任期は、退任した監査等 委員である取締役の任期の満了 する時までとする。

第22条~第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

3日前までに各取締役に対して 発する。ただし、緊急の必要が 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役<u>および監査役の</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条 (条文省略)

(新 設)

第26条 (条文省略)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第28条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 <u>当会社の監査役は、4名以内と</u> する。

(選任方法)

第30条 当会社の監査役は、株主総会に おいて選任する。

> 2. 監査役の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半 数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以

あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取 締役会を開催することができ る。

第25条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の 13第6項の規定により、その決 議によって、重要な業務執行(同 条第5項各号に掲げる事項を除 く。)の決定の全部または一部を 取締役に委任することができ る。

第27条 (現行どおり)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 29 条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役 の補欠として選任された監査役 の任期は、退任した監査役の任 期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって 常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 3日前までに各監査役に対して 発する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮す ることができる。
 - 2. 監査役全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監 査役会を開催することができ る。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査役会 において定める監査役会規則に よる。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の 決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第36条 当会社は、会社法第426条第1 項の規定により、任務を怠った ことによる監査役(監査役であ った者を含む。)の損害賠償責任 を、法令の限度において、取締 役会の決議によって免除するこ とができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1 項の規定により、監査役との間 に、任務を怠ったことによる損 害賠償責任を限定する契約を締

(削 除)

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によ って常勤の監査等委員を置くこ とができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第33条 監査役会の招集通知は、会日の 第31条 監査等委員会の招集通知は、会 日の3日前までに各監査等委員 に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。
 - 2. 監査等委員全員の同意がある ときは、招集の手続きを経ない で監査等委員会を開催すること ができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、 法令または本定款のほか、監査 等委員会において定める監査等 委員会規則による。

(削 除)

(削 除)

(削)除)

結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額 は、法令が規定する額の範囲内 とする。

第6章 計 算

第 37 条~第 40 条 (条文省略)

(新 設)

第6章 計 算

第33条~第36条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除等に関する経過措置) 2019年6月開催の第37回定時株主 総会終結前の監査役(監査役であっ た者を含む。)の行為に関する会社法 第423条第1項の損害賠償責任の取 締役会決議による免除については、 同定時株主総会の決議による変更前 の定款第36条第1項の定めるところ による。

2. 2019 年 6 月開催の第 37 回定時株主 総会終結前の監査役(監査役であっ た者を含む。)の行為に関する会社法 第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限 定する契約については、同定時株主 総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項の定めるところによる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日定款変更の効力発生日2019年6月21日(金)【予定】2019年6月21日(金)【予定】

以 上